

調査・収集の対象となる教育資料について

茨城県立歴史館

1 収集資料

- 原則として、昭和40年以前に作成された資料を収集対象とします。
- 学籍簿や指導要録、卒業生名簿、訓練簿等、児童生徒個人の成績や記録を中心にした資料は除きます。
- 廃校や統合によって他校の資料を引き継いでいる場合には、その資料等も収集の対象とします。
- 創立百周年記念誌等の記念誌については、余分にあれば寄贈していただきたいと存じます。
- 青年学校や農業補修学校等の資料についても収集します。

2 これまでに収集した主な資料名

- 学校沿革誌(学校沿革史)
- 学校一覧表(小学校一覧表)
- 例規綴(重要文書綴)
- 校勢年鑑
- 教育改善案
- 学事年報綴
- 引継目録演説書綴
- ※ 創立百周年記念誌
- 郷土誌
- 学校日誌(校務日誌, 校中日誌)
- 学校給食沿革誌
- 郷土教育関係資料
- 連合軍司令部関係書類
- 学校基本調査類
- 施設経営一覧

3 収集に当たってのお願い

- 訪問期日については、事前に御連絡を差し上げ、日程調整をさせていただきます。
- 専門業者によるマイクロフィルム撮影を予定していますので、資料を約2か月程度借用させていただきます。
- 資料の返却については、借用同様に事前に御連絡いたします。
- マイクロフィルム撮影終了後、資料一覧表を教育委員会に送付いたします。
- 資料については、将来的には公開を考えております。その際には、教育委員会及び各小学校に改めて御連絡を差し上げ、御承認をいただきたいと存じます。